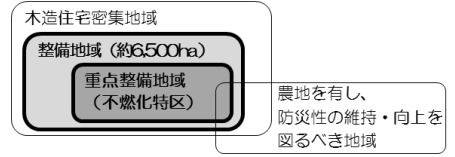


防災都市づくり推進計画 の整備プログラムを、基本方針を踏まえて改定（2021年3月）

(2020年3月改定)

基本方針 → 延焼遮断帯・各地域の設定、整備目標（整備地域の半数以上で不燃領域率70%）、整備方針等

整備プログラム → 各地域における整備計画



(参考) 防災都市づくり推進計画における各地域の設定

主な改定内容

整備地域・重点整備地域の整備

<整備地域>

① 基本方針において新設・強化した施策

- ・ 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生支援
本町地区（渋谷区）、谷中地区（台東区）
- ・ 都有地活用やUR等との連携による魅力的な移転先の確保
江北地区（足立区）など
- ・ 無電柱化を進める路線の追加・進捗表示の細分化
弥生町地区（中野区）など
進捗表示：検討中・事業中・整備済の3段階



地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生のイメージ（渋谷区本町地区）

② 令和3年度以降に事業実施・規制導入するもの

- ・ 木造住宅密集地域整備事業：戸越六丁目地区（品川区）など
- ・ 防災街区整備事業※1：東中延一丁目11番街区など

③ 令和2年度に新たに事業着手したもの

- ・ 防災街区整備事業：池袋本町三丁目20・21番地区など

④ 令和2年度に事業完了したもの

- ・ 都市防災不燃化促進事業※2：補助119号線東側（墨堤通り）など



防災街区整備事業
池袋本町三丁目20・21番地区（完成イメージ）

<重点整備地域（不燃化特区）>

- ・ 建替え助成や固定資産税等の減免措置など制度の継続、支援策の拡充
- ・ 新たに指定する不燃化特区を反映

<特定整備路線の整備>

2025年度末までの28路線全線整備に向けて取組を推進

木造住宅密集地域等における安全な市街地の形成

- 農地の無秩序な宅地化による防災性の低下を防止
- 不燃化の状況等が木造住宅密集地域と同等な地域において、耐火性能が低い建物の建設や高密度による防災性の低下を防止
- 「地区計画」や「防火規制」の導入等の取組状況を整備プログラムに示し、区市の取組を促進

（安全な市街地の形成の対象地域）

- ① 木造住宅密集地域
- ② 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域
- ③ 不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域

（取組のイメージ） 対象地域②の例



※1 土地・建物の共同化や個別の土地への権利変換により、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業

※2 不燃空間の形成により避難者の安全を確保するため、耐火建築物等の建築又は建築物の除却に要する費用の一部を助成する事業